

## 「熊本県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通支援に関する条例(案)」 の意見募集の結果について

### ○募集期間

・令和3年12月16日から令和4年1月14日まで

### ○意見の件数(提出者数)

・10件(3人)

### ○意見の取扱い

・「補足」: 寄せられた意見について案の補足説明を行うもの 5件

・「参考」: 今後の取組の参考とさせていただくもの 5件

### 《意見の内容》

#### ・「補足」 5件

No	項目	意見の概要
1	定義	「手話言語の普及」の定義について、手話が言語の一つであることの認識の普及だけではなく、手話そのものを普及するよう文言を書き換える必要があるのではないか。
2	障害者等の役割	「障害者等」とはどこまでを指し示しているのか。
3	施策の策定及び推進	条例案が「手話言語の普及」と「障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進」の2つの柱から成り立っていることを考えると、熊本県障害者施策推進審議会と別に手話言語についての有識者の意見も聴くことが必要ではないか。
4	啓発及び学習の機会の確保	声帯を摘出し、生の声を喪失した障がい者は意思疎通手段として、第2の発声法を習得し、社会復帰している。この発声法の促進を図ることも共生社会の実現になると思う。
5	学校等の設置者の取組	手話のみならず、点字も子どもの頃から教育を実施することが共生社会の実現になると思う。

#### ・「参考」 5件

No	項目	意見の概要
1	啓発及び学習の機会の確保	聴覚障害は目に見えない障害であるため日常の中で意識されにくい。夕方のテレビで特集してもらえると、普段興味のない人に対しても普及させることができ良いと思う。
2	学校等の設置者の取組	手話が必要な児童に対して手話を獲得する環境、例えば授業に手話言語の科目を設けるような環境整備も可能にする書き方が必要ではないか。また、熊本聾学校に配置された教職員が手話を学習する環境が制度化されていないため、そのような制度につながるような条例にしてほしい。
3		学校で10代、20代のろう者と関わる機会を設けると聴覚障害を身近に感じられるのではないか。
4	その他	今回の意見募集について、手話を言語として認識するのであれば、手話版があるべきではないか。
5		東京にはろう者が働くカフェがあり、ろう者と直接関わってお話を楽しんだりしていた。熊本にもそのようなカフェがあったら行きたい。